

(公開用 会議録と一部異なる部分があります。)

平成 29 年第 1 回設楽町議会臨時会会議録

平成 29 年 5 月 1 日午前 9 時 00 分、第 1 回設楽町議会臨時会が設楽町役場議場に招集された。

1 出席議員は次のとおりである。

- | | | |
|---------|---------|---------|
| 1 今泉吉人 | 2 河野 清 | 3 松下好延 |
| 4 夏目忠昭 | 5 金田文子 | 6 高森陽一郎 |
| 7 熊谷 勝 | 8 土屋 浩 | 9 山口伸彦 |
| 10 田中邦利 | 11 金田敏行 | 12 伊藤 武 |

2 欠席議員は次のとおりである。

なし

3 地方自治法第 121 条の規定により説明のため会議に出席したものは次のとおりである。

町長	横山光明	副町長	佐々木孝
教育長	後藤義男		
総務課長	原田直幸	出納室長	金田伸也
企画ダム対策課長	澤田周蔵	津具総合支所長	佐々木一夫
生活課長	久保田美智雄	産業課長	鈴木浩典
保健福祉センター所長	氏原哲哉	建設課長	金田敬司
町民課長	佐々木輝	財政課長	大須賀宏明
教育課長	原田利一		

4 議会事務局出席職員名

事務局長 伊藤 斉

5 議事日程

- | | | |
|--------|-----------------------|------|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名について | |
| 日程第 2 | 会期の決定について | |
| 日程第 3 | 諸般の報告 | |
| 日程第 4 | 行政報告 | |
| 日程第 5 | 常任委員の選任 | |
| 日程第 6 | 議会運営委員の選任 | |
| 日程第 7 | (承認第 1 号) 専決処分の承認について | |
| 日程第 8 | (承認第 2 号) 専決処分の承認について | |
| 日程第 9 | 議長辞職の許可 | (追加) |
| 日程第 10 | (選挙第 1 号) 議長の選挙 | (追加) |

- 日程第 11 副議長辞職の許可 (追加)
 日程第 12 (選挙第 2 号) 副議長の選挙 (追加)
 日程第 13 議席の一部変更 (追加)
 日程第 14 設楽ダム対策特別委員辞職の件 (追加)
 日程第 15 設楽ダム対策特別委員の選任 (追加)
 日程第 16 (選挙第 3 号) 東三河広域連合議会議員の選挙について (追加)
 日程第 17 (選挙第 4 号) 北設広域事務組合議会議員の選挙について (追加)
 日程第 18 (同意第 1 号) 設楽町監査委員の選任について (追加)
 日程第 19 議会運営委員会の閉会中の継続調査について (追加)
 日程第 20 設楽ダム対策特別委員会の閉会中の継続調査について (追加)

会 議 録

開会 午前 9 時 00 分

議長 おはようございます。ただいまの出席議員は、12 名全員です。定足数に達していますので、平成 29 年第 1 回設楽町議会臨時会(第 1 日)を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

議長 日程に移る前に申し合わせによる議長の任期が 2 年で満了となりますので、ここで暫時休憩といたします。

休憩 午前 9 時 05 分

再開 午前 9 時 07 分

議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。ここで議事進行を副議長と交代します。

〔議長自席に着く、副議長登壇し議長席に着く〕

副議長 議事を進めます。議長土屋浩君から議長の辞職願が提出されています。お諮りします。「議長辞職の許可」を日程に追加し、日程第 9 とし、日程の順序を変更して、直ちに議題としたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

副議長 異議なしと認め、「議長辞職の許可」を日程に追加し、直ちに議題とす

ることに決定をいたしました。

副議長 「議長辞職の許可」を議題とします。地方自治法第 117 条の規定により土屋浩君の退場を求めます。

〔土屋議長退場〕

副議長 辞職願を事務局長に朗読させます。

事務局長 平成 29 年 5 月 1 日。設楽町議会副議長殿。設楽町議会議長土屋浩。辞職願。このたび、一身上の都合により議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。以上です。

副議長 お諮りします。土屋浩君の「議長の辞職」を許可することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

副議長 異議なしと認めます。土屋浩君の「議長の辞職」を許可することに決定をいたしました。

副議長 土屋浩君の入場を許します。

〔土屋議員入場〕

副議長 議長を辞職されました土屋浩君からあいさつをいただきたいと思えます。

土屋 おはようございます。みなさん、2年間本当にお世話になりました。自分自身力不足を大変感じる2年間ではありましたが、みなさんの御協力をいただくなかで、議長の職を務めることができたというふうに思っています。設楽町、将来にいろいろの課題があるわけでありまして、現在、住民の方が主体となったまちづくりがいよいよ進められてきています。これから一議員となりますけれども、そのなかでの議員のあり方というものを考え、町の将来につなげていきたいと思っております。本当に2年間お世話になりました。ありがとうございました。

副議長 土屋浩君のあいさつは終わりました。ただいま、議長が欠けました。

お諮りします。「議長の選挙」を日程に追加し、日程第 10 とし、日程の順序を変更して、直ちに議題としたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

副議長 異議なしと認めます。「議長の選挙」を日程に追加し、選挙を行うことに決定をいたしました。

副議長 日程第 10「議長の選挙」を議題とします。お諮りします。ここで、休憩したいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

副議長 異議なしと認めます。暫時休憩します。議員の方は、委員会室へお集まりください。

休憩 午前 9 時 10 分

再開 午前 9 時 15 分

副議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。「議長の選挙」を行います。選挙の方法は、投票で行います。議場の出入り口を閉めます。

〔議場を閉める〕

副議長 ただいまの出席議員数は、12 人です。次に立会人を指名します。会議規則第 32 条第 2 項の規定により、立会人に 1 番今泉吉人君と 2 番河野清君を指名します。投票用紙を配ります。投票は、単記無記名です。

〔投票用紙の配布〕

副議長 投票用紙の配布漏れはありませんか。

(なし)

副議長 配布漏れなしと認めます。投票箱を点検します。

〔投票箱の点検〕

副議長 異常なしと認めます。ただいまから投票します。1 番から順番に投票をお願いをします。

〔投票〕

副議長 投票漏れはありませんか。

(なし)

副議長 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。開票を行います。1 番今泉吉人君及び 2 番河野清君。開票の立会いをお願いをいたします。

〔開票〕

副議長 選挙の結果を報告します。投票総数 12 票。得票総数 12 票。無効 0 票。有効投票のうち伊藤武君 8 票、田中邦利君 3 票、金田文子君 1 票。以上のとおりです。この選挙の法定得票数は 3 票です。したがって伊藤武君が議長に当選されました。議場の出入口を開きます。

〔議場を開く〕

副議長 伊藤武君がここにいますので告知します。これで、議事進行を議長に交代いたします。御協力ありがとうございました。新議長、議長席をお願いをいたします。

〔副議長自席に戻る、議長着席〕

議長 ただいま設楽町議会議長に選出されました伊藤武です。設楽町のために2年間がんばりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

議長 次の日程に移る前に申し合わせによる副議長の任期2年が満了となりますので、ここで暫時休憩します。

休憩 午前9時23分

再開 午前9時24分

議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。副議長松下好延君から副議長の辞職願が提出されました。お諮りします。「副議長辞職の許可」を日程に追加し、日程第11とし、日程の順序を変更して、直ちに議題としたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

議長 「副議長辞職の許可」を議題とします。地方自治法第117条の規定により松下好延君の退場を求めます。

[松下副議長退場]

議長 辞職願を事務局長に朗読させます。

事務局長 平成29年5月1日。設楽町議会議長殿。設楽町議会副議長松下好延。辞職願。このたび、一身上の都合により副議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。以上です。

議長 お諮りします、松下好延君の「副議長の辞職」を許可することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。「副議長の辞職」を許可することに決定しました。

議長 松下好延君の入場を許します。

[松下好延議員入場]

議長 副議長を辞職されました松下好延君からあいさつをいただきたいと思います。

(松下好延議員発言台にてあいさつ)

松下 ただいま副議長の職を辞させていただきました。議長に続きまして2年間、大変みなさんにはお世話になり、特に議長には足は引っ張らなかった

ですけれども、なかなか思うような協力はできなくて、最後はちょっといろいろ御迷惑をかけましたが、私、まだ議員、2年間籍はございますので、新しい議長、またみなさんと力を合わせながらですね、新しい設楽町になれるようにがんばっていきたいと思います。2年間本当にありがとうございました。

議長 松下好延君のあいさつは終わりました。ただいま、副議長が欠けました。お諮りします。「副議長の選挙」を日程に追加し、日程第12とし、日程の順序を変更して、直ちに議題としたいと思いますが、御異議ございませんか

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。「副議長の選挙」を日程に追加し、選挙を行うことに決定しました。

議長 日程第12「副議長の選挙」を議題とします。「副議長の選挙」を行います。選挙の方法は、投票で行います。議場の出入口を閉めます。

〔議場を閉める〕

議長 ただいまの出席議員数は、12名です。次に立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定により、立会人に1番今泉吉人君及び2番河野清君を指名します。投票用紙を配ります。投票は単記無記名です。

〔投票用紙の配布〕

議長 投票用紙の配布漏れはありませんか。

(なし)

議長 配布漏れなしとみとめます。投票箱を点検します。

〔投票箱の点検〕

議長 異常なしと認めます。ただいまから投票します。1番から順番に投票をお願いをします。

〔投票〕

副議長 投票漏れはありませんか。

(なし)

副議長 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。開票を行います。1番今泉吉人君及び2番河野清君。開票の立会いをお願いします。

〔開票〕

副議長 選挙の結果を報告します。投票総数12票。得票総数12票。無効投票

0票です。有効投票のうち金田敏行君8票、金田文子君4票。以上のとおりです。この選挙の法定得票数は3票です。したがって金田敏行君が副議長に当選されました。議場の出入口を開きます。

〔議場を開く〕

副議長 金田敏行君がここにいますので告知します。副議長、あいさつをお願いします。

〔副議長発言台にてあいさつ〕

副議長 ただいま、選挙の結果、副議長に当選していただきました。2年間、伊藤議長を補佐し、務めてまいりたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

議長 ただいま、議長、副議長の選挙に伴い、議席の一部が変更となりました。お諮りします。「議席の一部変更」を日程に追加し、日程第13とし、日程の順序を変更して、直ちに議題にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしと認めます。「議席の一部変更」を日程に追加し、議題とすることに決定しました。お諮りします。ここで、休憩したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしと認め、暫時休憩とします。

休憩 午前9時42分

再開 午前9時47分

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。変更議席表を配布します。

〔変更議席表配布〕

議長 議長、副議長の選挙に伴い、会議規則第4条第3項の規定によって、議席の一部を変更します。変更した議席は、お手元に配りました変更議席表のとおりです。指定された議席に着席をお願いします。

〔変更議席に着席〕

議長 本臨時会の議会運営並びに本日の議事日程を、議会運営副委員長より報告願います。

10 田中 去る4月26日、議会運営委員会を開会をいたしまして、議会運営についての審議をしました。その結果について、御報告を申し上げます。日程

第1、日程第2は従来どおりであります。日程第3は議長から諸般の報告がございます。日程第4は行政報告でありまして、町長から報告並びにあいさつがございます。日程第5「常任委員の選任」、日程第6「議会運営委員の選任」というふうに進めさせていただきます。なお、日程第7、日程第8につきましては、承認であります。1件ごとに上程をいたしまして、審議をしていただくことになっております。以上でございます。

議長 ただいま、議会運営副委員長から報告のありました日程で、議事を進めてまいりますので、よろしく申し上げます。

議長 日程第1「会議録署名議員の指名について」を、行います。本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、変則ですが、3番松下好延君及び10番田中邦利君を指名します。よろしく申し上げます。

議長 日程第2「会期の決定について」を、議題とします。本臨時会の会期は、本日1日間としたいと思います。御異議ございませんか
(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。会期は本日1日間と決定しました。

議長 日程第3「諸般の報告」を、行います。議長として「例月出納検査結果」の報告をします。監査委員より地方自治法第235条の2第3項の規定により例月出納検査の結果について、平成28年度の2月、3月分の結果報告が出ています。事務局で保管をしておりますので、必要な方は閲覧をお願いします。以上で、諸般の報告を終わります。

議長 日程第4「行政報告」を行います。町長から、行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

町長 みなさん、おはようございます。新年度最初の臨時議会ということで、12名全員の皆様方に御参集を賜りまして、誠にありがとうございます。またただいまは、新議長に伊藤武さん、また新副議長に金田敏行さんが選任がされました。まことにめでたうございます。町執行部といたしましても、心からお喜びを申し上げますとともに、今後の御活躍をお祈りを申し上げます。またこのあと各委員会の正副委員長をはじめ、議会の構成が決

定されるものと思います。私たち執行部と一体となって、豊かな自然と魅力的な人に恵まれて、そして活気に満ちた町を目指し、これに進んでいきたいというふうに思っております。よろしくお願い申し上げます。

それでは行政報告をさせていただきます。まず今年は例年になく、桜の開花が遅れまして、春の到来が待ち遠しい日々が続いておりましたけれども、ここへきてようやく春らしい陽気となってまいりました。町内各地ではすでに代掻きですとか、また田植え作業が始まる季節ともなっております。そんな折でございますが、26日でございます。津具地区にあります民間事業所の所有される油タンクの経年劣化によりまして、エンジンオイル 200 リットルが近くを流れる瀬戸川に流出をいたしました。町といたしましては、流域にあります水田の保護や河川流水等への影響を最小限に食い止めるべく、オイルフェンスですとか、また吸着マットの設置、そして用水路の浄化に努めたところでございます。しかしながら今日現在もなお、オイルフェンス等の撤去には、まだ至っていないということで、今後も影響が出ない程度まで回復するにはもうしばらく時間がかかるものというふうに思っております。なお、この浄化にかかった費用につきましては、起因者が全額負担をするということになっておりますので、御承知おきを願いたいと思います。

次に、つぐ診療所についてであります。つぐ診療所につきましては、4月から柏野進医師を常勤医院に迎えまして、新しい診療体制で週5日の診療を開始しております。診療は月曜日から金曜日までの午前9時から正午までと、午後2時から5時までとなっております。ただし月曜日につきましては、前お勤めでありました足助病院の脳神経外科医が不在となったということで、柏野医師を足助病院へ派遣をいたします。その結果、つぐ診療所は、東栄病院から代診医による診療となります。また水曜日の午後は、柏野医師は往診ですとか、また診療以外の保健活動などをいたしますので、診療はありませんけれども、月に1回、新城市民病院から整形外科医を派遣をしてもらいまして、診療を行ってまいります。今後、柏野医師を中心に広域連携のもと、関係医療機関と連絡を密にして、地域医療の充実を図り、つぐ診療所を運営をしてまいります。

次に奥三河パワートレイル大会についてであります。昨日、茶臼山をスタート地点といたしまして、湯谷温泉をゴールとする走行距離70キロ、累積標高4000メートルの第3回奥三河パワートレイル大会が開催がされました。全国各地から961名という大勢のエントリーがありまして、春の奥三河の山々を駆けめぐりました。幸い大きなトラブルもなく、無事終了することができました。町内におきましては、コース途中で水分ですとか、ま

た食べ物を補給できますように、津具そして笹暮そして小松の3箇所にエイドステーションが、また岩古谷の山麓では個人の方が、サービス箇所を設けていただきまして、こうして町民ボランティアの方たちによって、選手へのサービスに努めていただき、大変手厚い応援でランナーを迎えることができました。関係された地域のみなさんの御尽力に、心から感謝を申し上げます。こうして当地で開催することによって、全国のみなさんに、設楽町の良さを知ってもらうとともに、地域のみなさんが元気になるよい機会でもありますので、今後もこの大会を生かし、地域の活性化に努めてまいりたいというふうに思います。

最後に、中学生海外派遣について申し上げます。中学生の海外派遣事業を、今年も実施をいたします。先月21日に設楽中学校で結団式を行い、今月17日から24日までの8日間、アメリカ合衆国シカゴ近郊のアーリントンハイツに設楽中生徒23名、津具中生徒8名の31名の生徒を、中学3年生31名を派遣をいたします。学校訪問を行い、授業に参加したり、ホームステイではアメリカの文化を体験をしてみたいと思います。結団式で生徒からお聞きしたこの誓いの言葉には、大変すばらしい、そして異文化体験をしつかり行って、アメリカの方々としつかりコミュニケーションを図ってくるという、心強いまた力強い言葉を語ってくれました。すばらしい体験をしてきてくれるものと信じております。

本日は専決処分の承認につきまして、2件上程をさせていただきました。慎重審議の上、適切な議決を賜りますよう、お願いを申し上げまして、行政報告とさせていただきます。

議長 日程第5「常任委員の選任」を議題とします。お諮りします。ここで、休憩したいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。暫時休憩します。議員の方は、委員会室へお集まりください。

休憩 午前10時01分

再開 午前10時13分

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。お諮りします。常任委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定によって、総務建設委員に夏目忠昭君、金田文子君、今泉吉人君、田中邦利君、松下好延君、伊藤武君を、文教厚生委員に高森陽一郎君、河野清君、熊谷勝君、山口伸彦君、土屋浩君、金田敏行君を指名したいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。したがって、常任委員は、ただいま指名したとおり、選任することに決定しました。常任委員は、次の休憩中にそれぞれ委員会を開催し、正副委員長の互選を行い、その結果を報告願います。

総務建設委員会は、議長室、文教厚生委員会は、議員控室で委員会を開催してください。

お諮りします。ここで、暫時休憩することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。ここで暫時休憩します。

休憩 午前10時10分

再開 午前10時20分

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。常任委員会における正副委員長の互選について報告がありました。総務建設委員会は委員長に5番金田文子さん、副委員長に1番今泉吉人君が選任されました。文教厚生委員会は委員長に6番高森陽一郎君、副委員長に2番河野清君が選任されました。御承知おきください。

議長 日程第6「議会運営委員の選任」を議題とします。お諮りします。ここで、暫時休憩したいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。暫時休憩します。議員の方は、委員会室へお集まりください。

休憩 午前10時20分

再開 午前10時32分

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。日程第6を差し戻し、日程第5のあとに日程第14、15を追加議案とします。暫時休憩します。

休憩 午前10時32分

再開 午前10時33分

議長 日程第14「設楽ダム対策特別委員辞職の件」、日程第15「設楽ダム対策特別委員の選任」の件です。暫時休憩とします。

休憩 午前10時33分

再開 午前10時53分

議長 引き続き会議を始めます。日程第14「設楽ダム対策特別委員辞職の件」を議題とします。設楽ダム対策特別委員会から全員の辞任の申し出があり

ましたので受理しました。

議長 日程第 15「設楽ダム対策特別委員の選任」を議題とします。お諮りします。設楽ダム対策特別委員の選任については、委員会条例第 7 条第 1 項の規定によって、山口伸彦君、田中邦利君、金田敏行君、土屋浩君、松下好延君、熊谷勝君を指名したいと思います。御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。設楽ダム対策特別委員はただいま指名したとおり選任することに決定しました。

お諮りします。ここで暫時休憩することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。ここで暫時休憩とします。

休憩 午前 10 時 55 分

再開 午前 10 時 56 分

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。設楽ダム対策特別委員会における正副委員長の互選について報告がありました。設楽ダム対策特別委員会は委員長に 8 番土屋浩君、副委員長に 9 番山口伸彦君が選任されました。御承知置きいただきたいと思います。

お諮りします。ここで、暫時休憩することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。ここで暫時休憩とします。

休憩 午前 11 時 00 分

再開 午前 11 時 14 分

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。お諮りします。議会運営委員の選任については、委員会条例第 7 条第 1 項の規定によって、金田敏行君、金田文子君、高森陽一郎君、熊谷勝君、田中邦利君、土屋浩君を指名したいと思います。御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議会運営委員は、ただいま指名したとおり、選任することに決定しました。議会運営委員は、次の休憩中に、正副委員長の互選を行い、その結果を報告願います。

お諮りします。ここで、暫時休憩することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。ここで暫時休憩とします。

休憩 午前 11 時 15 分

再開 午前 11 時 15 分

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。議会運営委員会における正副委員長の互選について報告がありました。委員長に熊谷勝君、副委員長に田中邦利君を選任しました。暫時休憩したいと思います。

休憩 午前 11 時 16 分

再開 午前 11 時 17 分

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。日程第 7 (承認第 1 号)「専決処分の承認について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

副町長 承認第 1 号についての説明をいたします。毎年のことではございますけれども、地方税法の改正に伴いまして、町条例の改正をおこないました。条例は 4 月 1 日からの施行となりますので、専決処分をさせていただいております。この専決処分についての承認を求めるものであります。条例改正の詳細につきましては、担当課長のほうから説明をいたします。

財政課長 お手元のほうに本日資料ということで 2 点ほどつけさせていただきました。それとあとは議案のほうの、新旧対照表のほうを開いていただきまして、それらによって説明したいと思いますので、よろしくお願ひします。今回 3 月 28 日に参議院のほうで地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律が可決されまして、4 月 1 日より施行ということで、町税条例の方も一部改正させていただくものであります。資料でお配りした地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部改正の概要をまず御覧ください。今回法律の改正の内容なんですが、一番最初の個人所得課税改革ということで、配偶者控除とか配偶者特別控除の見直しの関係については、条例のほうで謳わずに、地方税法のほうに則ってやるということで、一応条例改正の方にはここは入ってはおりません。2 番目の車体課税というところで、◎の 2 番の自動車税及び軽自動車税におけるグリーン化特例(軽課)の見直しといったことで、これが今回の改正に該当しておりまして、附則第 16 条のほうでこれがでてまいります。重点化の内容につきましては、一番最後の 4 ページの、裏のところを見ていただきますと、別紙ということでこのように改正されるということで、グリーン化特例のほうをもう少し厳しくというかですね、もうちょっと性能がいい車が出ておりますので、そちらのほうに改正されるという内容になっております。

続きまして、同じ資料の 2 ページのほうを見ていただきますと、固定資産税等ということで、居住用超高層建築物に係る課税の見直しということで、マンションの関係の改正があるのですが、直接これは設楽町には該当するものはございませんが、これも改正の内容に入っておりまして、第 63 条の 2 のほうで規定をさせていただいております。それから固定資産税等

の特例措置ということで、地域の中小企業による設備投資の支援ということで、平成28年度税制改正において3年間の時限措置として云々と書いてございます。これが第61条第8項のあたりで改正が出てまいります。2番目の保育の受け皿整備の促進のため、以下の措置を講ずる。ということで、家庭的保育事業とか居宅訪問型保育事業とか事業所内保育事業ということで、これも直接該当するものは今のところ設楽町にはございませんが、条例のほうは改正内容を入れてございます。以下、緑地保全とかJR二島会社とか、ここらへんは町税条例のほうには該当しておりません。4の3ページなんですけど、県費負担教職員制度の見直しということで、これも特に今回の条例改正には影響しておりません。影響しているのは5の災害に関する税制上の措置の常設化ということで、被災代替家屋・償却資産に係る課税標準の特例措置を創設ということで、ここらあたりが今回の改正に該当しておるものでございます。ということ踏まえまして、町税条例の一部改正のほうなんですけど、今度です、新旧対照表ともう1個の29年3月31日専決、設楽町税条例等の一部改正等の概要。こちらのほうを御覧いただきながら説明したいと思います。まず第33条です。所得割の課税標準ということで、特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額に係る所得について、提出された申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、町長が課税方式を決定できることを明確化ということで、簡単に言いますと、所得税の確定申告書が提出されますと、それを住民税のほうの課税に使って、町県民税のほう、課税させていただいておるのですが、今回の改正によりまして、その確定申告書を優先するのではなくて、その他の事情を勘案してですね、提出された住民税の申告書とか、そちらのほうも勘案して、町長が課税できるということで、納税者の方にとってはですね、確定申告書、所得税のほうで決まるということではなくて、その事情を勘案して課税されるということで、納税者にとっては有利になるものと思っております。で、次第34条の9です。配当割又は株式譲渡所得割額の控除ということで、これは規定の整備ということで、主に字句引用条項の改正という内容であります。次、第48条です。48条のほうはこれも延滞金の計算の基礎となる期間に係る規定の整備ということなんですけど、主には字句の改正であります。次50条です。50条のほう、これも延滞金の計算の基礎となる期間に係る規定の整備ということで、これも主には字句の改正であります。次61条第8号です。61条第8号なんですけど、これは震災等により滅失等した償却資産に代わる償却資産等に対する固定資産税の課税標準の特例についてということです。内容的にはですね、震災等によって滅失し、または損壊した償却資産に代わるものとして、震災の発生した日の属する年の翌年の3月31

日から起算して4年を経過する日までの間に取得された償却資産については、固定資産税の課税標準を取得または改良ですので、取得してから4年間はその価格の2分の1にするといった内容であります。次ですが、第61条の2になります。61条の2はわがまち特例の割合を定めるという内容で、どういったものかといいますと、先ほどの法律の改正の内容に少し出てきましたが、保育事業の関係で、家庭的保育事業、これが61条の2の第1項ですが、これが家庭的保育事業。で第2項が居宅訪問型保育事業、で第3項が事業所内保育事業、これらに使うですね、固定資産税については、課税標準を2分の1、市町村の条例で定める割合は2分の1とするという内容であります。次63条の2であります。これは居住用超高層建築物に係る税額の按分方法について、現行の区分所有に係る家屋と同様、区分所有者全員の協議による補正方法の申出について規定するものであります。で、これは高層マンションなんですけど、この階層によってですね、価格が違うものですから、一律にマンションの部屋ごとに、一律な課税標準をしないで、その階層にあわせて課税標準を決定するというものであります。次63条の3です。これは被災市街地復興推進地域に定められた場合には、震災等発生後4年度分に限り、所有者の申出により従前の共用土地に係る税額の按分方法と同様の扱いを受けるようにするための規定の準備であります。次74条の2になります。これは被災市街地復興推進地域に定められた場合には、震災等発生後4年度分に限り特例を適用するという常設の規程になります。それから附則の第5条です。附則の第5条は個人の町民税の所得割の非課税の範囲等ということで、控除対象配偶者の定義の変更に伴う規定の整備ということであります。主には字句の改正で、控除対象配偶者を同一生計配偶者というふうに改めるものであります。次、附則第8条、すみません、ここ附則が抜けておりましたが、附則第8条です。資料のほう。これは肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例について、適用期限を3年間延長するものです。で、肉用牛の売却の特例というのはですね、売却価格が1,000千円未満の肉用牛、肥育牛もしくは子とりといまして肥育する牛をですね生ませてその子牛を肥育農家に売るといものなんですけど、その売却価格が1,000千円未満のものは1500頭まで免税になるという規程がさらに3年伸びるといものであります。それから次附則第10条、これは法律改正にあわせて改正ということで、まずですね、10条の2の新旧対照表のほうを見ていただきますと、第6項附則第15条第32項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とするということで、これはなんぞやということですが、これは太陽光発電に関する施設については2分の1とするということです。

以下ですね、7項が風力発電、8項が水力、9項が地熱、10項がバイオマスとなっております。こういった施設については2分の1となるというものであります。以下、次の12/26ページ、次のページを見ていただくと、11項のほうの水防法で定める地下街、これ該当はないと思うのですが、ないのですが、一応規定をします。12項のほうが事業所内保育所、先ほど出てきたのですが、という内容となっております。次、附則第10条の2の6号から13号が今説明したものです、それから附則第10条の3、9号から11号、これは新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告ということで、内容としては、耐震改修が行われた認定長期有料住宅等に対する固定資産税の減額を受けようとする者が提出する申告書について規定するものであります。それから附則第16条です。附則第16条のほうは軽自動車税のグリーン化特例について適用期限を2年間延長するという内容を規定するものであります。それから附則第16条の2、こちらは軽自動車税の賦課徴収の特例について規定するものであります。それから附則第16条の3第2号、上場株式等に係る配当所得等に係る町民税の課税の特例ということで、特定の配当等に係る所得について、提出された申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、町長が課税方式を決定できることを明確化ということであります。それから附則第17条の2、優良住宅の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税課税の特例ということで、優良住宅の造成等のために土地を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例について、適用期限を3年間延長する内容となっております。以下、附則第20条の2第4項それから附則第20条の3第4項、これらは特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人町民税の課税の特例、それから条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人町民税の課税の特例ということで、それぞれ提出された申告書に記載された事項や内容を、町長が勘案して課税方式を決定できるという、冒頭説明しました33条と同内容となっております。それからあと資料の3ページ一番下の3つですね、平成26年改正附則第6条から平成28年改正第2条については、軽自動車税の種別割りの税率について定めたものであります。以上、非常に内容ちょっとややこしくて、非常に難解なところがありました。以上が今回の一部改正の内容となっております。

議長 提案理由の説明が終わりました。質疑を行います。質疑はありませんか。

4 夏目 今、課長のほうの説明を聞いてますと、ほぼあまり当町には関係ないところが多いのですけれども、一番最初の第33条法改正にあわせての改正のなかに、特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額に係る所得について、要するに確定申告だけでなく、提出された申告書に記載された事項その

他を勘案のうえ、町長が課税方式を決定することを明確化すると、こういうこの規定なんですけども、要するに近年、配当の税収がかなり増えているわけですが、当町のほうについてですね、これがどの程度該当者がいるのか、推定がされているのか、そのへんをちょっとお聞きします。

それともう1つは、一番最初の法律の概要の1ページ、個人所得課税改革のなかで、平成31年1月1日施行になっています。配偶者控除並びに配偶者特別控除の見直しということで、従来の33万円が、要するに110万円までの収入については非課税ですけれども、これは今回155万円までになっています。これが要するに施行期日がおそらく平成31年1月1日ですので、条例のほうに載ってこなかったということだろうと推定しますが、これも、これそのものについても、やはりいつかは条例のほうに書かざるをえないと思うのですけれども、そのへんの見通し等、この2点をお聞きします。

財政課長 それでは、まず1点目の内容についてお答えします。配当所得の関係で、どのくらいの納税者が対象になるかということは、ちょっと集計しないとこの場ではなんともお答えできないのですが、確かにこの頃ですね、所得税の確定申告やってますと、結構株式の配当、たくさんいろいろな銘柄を持ってみえるかたもみえますし、一部の、地元の企業の株のみの方とか、ということで人数としてはかなりの方が株の配当を受けられております。今回の改正についてはですね、所得税の確定申告のほうでは数年前から配当所得とか株式の譲渡所得については、分離課税と総合課税を選択できるように、特に配当がなったのです。で、そのまま今までの規程を使うとですね、所得税のほうで、たとえば分離課税を配当所得で選択した場合には、町県民税のほうはそのまま分離課税というふうになってしまっていたのですが、それをですね、町長が勘案して総合課税のほうで配当をみるということもできる仕組みになったということが、今回の改正です。

で、2点目のですね、配偶者控除の関係の条例改正については、冒頭でも申し上げたのですが、この配偶者控除とか配偶者特別控除の関係につきましては、そのまま地方税法の規定をそのまま使いますので、町税条例のほうで改めてこの規定をするということにはございませんという内容です。以上です。

4 夏目 ありがとうございます。先ほどの配当所得のほうなんですけれども、一番最初に納税者が有利になるような法改正であるというようなことなんですけれども、納税者が有利になるということは、多少町の方については、減収が予想されるわけなんですけれども、要するに確定申告かまたは分離または総合課税の選択というようななかで、これは個人の事情によって特別な

控除やなんかを受けるような書類が提出された場合に、それを町長が勘案してやるということなんだろうと思うのですから、出てこないと勘案はできないと思うのですけれども、そのへんの見通し的なものは現在のところどのようにおさえているのか、ちょっとそこらへんだけ、せつかく配当所得が相当増えているなかで、この規定のなかで相当程度の減収が予定されるのか、そのへんの見通しだけちょっとだけ。あまり細かいことはいりません。

財政課長 細かいきちっとした数字は把握しておりません。この改正によりまして、町長が勘案してというものをどれだけ申告、それから賦課のときにですね、勘案するかというのはまだまだ未知数でありまして、ただし今現在でもそうなんです、設楽町の場合は人口も 5000 人程度ということで、納税者の数もしれておりますので、確定申告が終わった 3 月 16 日以降、現在賦課する準備をしているのですが、それまでの間に必ず個人全部もう一回見直しをかけます。そのときにですね、たとえばこの人かなり損しているのではないかなって思える部分は、直してあげることもできるのですが、あくまで申告制なものですから、あまりにも税額がですね、きちっとやった場合にですね、申告しなかったがためにものすごい納税になってしまうような人もある場合も結構あるのですよ。そうした場合は課内のほうで検討しましてちょっと声かけてみるかなということはやってます。ですので、今回の改正でこの配当所得の関係で影響というのは、それほどないと、私は考えています。もう申告していただければ、そのときにですね、あなた総合課税のほう絶対有利ですよみたいな体面でやっていますので、そういったことがやっていますので、この条例改正によって、かなり大きな税額が、税収が落ちるとか、そういうことは考えてはおりません。以上です。

議長 他にありませんか。

5 金田 ヒアリングにいく時間がなかったので、お聞きします。こちらの短くまとめていただいた概要のほうの 61 条の 8 は、この震災等により消滅した償却資産は、この震災のなにか認定されているというような要件が必要ですか。たとえば 63 条の 3 は被災市街地復興推進地域に定められた場合にはという文言があるのですが、そのような範囲の設定というか、そういうことがあるのでしょうか。

財政課長 今のところですね、特に被災した証明が云々ということは、想定はしておらないのですが、やはり家屋の場合だと罹災証明とか、そういうものが必要となりますので、そこらへんの規定のほうも財政課のほうでですね、どのようにして認定していくかということはやっていかなければならないと考えております。

議長 ほかにありませんか

(なし)

議長 ないようですので、質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。承認第1号、を採決します。採決は、起立によって行います。本案を承認することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立全員です。承認第1号は、承認することに決定しました。

議長 日程第8、承認第2号「専決処分の承認について」を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 承認第2号の説明をいたします。この件につきましては、過疎地域自立促進特別措置法第31条の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合を定める奨励が改正されたことに伴いまして、設楽町過疎地域自立促進に係る固定資産税の特例に関する条例の改正をいたしております。これも4月1日からの施行となりますので、専決処分をいたしました。このため専決処分の承認を求めるものでございます。この条例につきましては、町内の産業基盤等の整備を促進することによりまして、雇用の増大を図り、町の振興に寄与するため、固定資産税を3か年免除する特例条例でございます。対象事業といたしまして、ソフトウェア事業を削除し、農林水産物等販売業を追加する改正を省令にあわせ行いました。条例は4月1日からの施行となりますので、専決処分をいたしております。この条例につきまして承認を求めるものでございます。以上、説明を終わります。

議長 提案理由の説明が終わりました。質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。承認第2号を採決します。採決は、起立によって行います。本案を承認することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立全員です。承認第2号は、承認することに決定しました。

それでは午後1時まで休憩とします。

休憩 午前11時50分

再開 午後1時00分

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。お諮りします。東三河広域連合議会議員山口伸彦君が辞職しましたので、議員の選任が必要です。「東三河広域連合議会議員の選挙」を日程に追加し、日程第 16 とし、日程の順序を変更して、直ちに議題としたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。「東三河広域連合議会議員の選挙」を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

議長 議案を配布します。

〔(選挙第 3 号)「東三河広域連合議会議員の選挙」を配付〕

議長 日程第 16、選挙第 3 号「東三河広域連合議会議員の選挙」を、議題とします。お諮りします。ここで、休憩したいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。暫時休憩します。議員の方は、委員会室へお集まりください。

休憩 午後 1 時 02 分

再開 午後 1 時 08 分

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。「東三河広域連合議会議員の選挙」を行います。お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第 118 条第 2 項の規定によって指名推薦にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は、指名推薦で行うことに決定しました。お諮りします。指名の方法は、議長が指名することにしたと思います。御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。したがって議長が指名することに決定しました。東三河広域連合議会議員に土屋浩君を指名します。お諮りします。ただいま、議長が指名しました土屋浩君を当選人と定めることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。ただいま議長が指名しました土屋浩君が東三河広域連合議会議員に当選しました。土屋浩君がここにいますので、告知します。

議長 お諮りします。北設広域事務組合議会議員が辞職しましたので、議員の選任が必要です。「北設広域事務組合議会議員の選挙」を日程に追加し、日程第 17 とし、日程の順序を変更して、直ちに議題としたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。「北設広域事務組合議会議員の選挙」を日程に追加し、直ちに議題にすることに決定しました。

〔(選挙第 4 号)「北設広域事務組合議会議員の選挙」を配付〕

議長 日程第 17、選挙第 4 号「北設広域事務組合議会議員の選挙」を、議題とします。北設広域事務組合議会議員の選挙を行います。お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第 118 条第 2 項の規定によって指名推薦にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。したがって選挙の方法は指名推薦で行うことに決定しました。お諮りします。指名の方法は、議長が指名することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。したがって議長が指名することに決定しました。北設広域事務組合議会議員に高森陽一郎君、伊藤武を指名します。お諮りします。ただいま議長が指名しました高森陽一郎君、伊藤武を当選人と定めることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。ただいま議長が指名しました高森陽一郎君、伊藤武が北設広域事務組合議会議員に当選しました。高森陽一郎君、伊藤武がここにいますので告知します。

議長 先ほど、熊谷委員から町長へ監査委員の退職願が出され、町長はこれを承認し、後任の監査委員の選任について「設楽町監査委員の選任について」の議案が提出されました。お諮りします。「設楽町監査委員の選任について」を日程に追加し、追加日程第 18 とし、議題にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。「設楽町監査委員の選任について」を日程に追加し、日程第 18 とし、議題にすることに決定しました。

議長 議案を配付します。

〔(同意第 1 号)「設楽町監査委員の選任について」配付〕

議長 地方自治法第 117 条の規定によって、山口伸彦君の退場を求めます。

〔山口伸彦君退場〕

議長 日程第 18 (同意第 1 号)「設楽町監査委員の選任について」を、議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 設楽町監査委員の選任について同意を求めるものでございます。熊谷監査委員から辞職の申し出がございましたので、選任をさせていただきたいと思っております。氏名としましては山口伸彦。よろしくお願いをしたいと思っております。

議長 質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありますか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。(同意第 1 号)の採決をします。採決は、起立によって行います。本案に同意することに賛成の方は、起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。(同意第 1 号)は、同意することに決定しました。山口伸彦君の入場を許します。

〔山口伸彦君入場〕

議長 「設楽町監査委員の選任について」は、ただいま山口伸彦議員の監査委員の選任に同意の議決がされたことを告知します。

議長 継続調査の申し出を配付します。

〔「議会運営委員会の継続調査の申出書」配布〕

議長 暫時休憩したいと思います。

休憩 午後 1 時 18 分

再開 午後 1 時 23 分

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。お諮りいたします。「議会運営委員会の閉会中の継続調査について」を日程に追加し、直ちに議題にしたいと思っておりますが、御異議ありませんか

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。「議会運営委員会の閉会中の継続調査について」を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

議長 日程第 19「議会運営委員会の閉会中の継続調査について」を、議題とします。議会運営委員長より、設楽町議会規則第 75 条の規定によりお手元に配りました申出書のとおり、閉会中に継続調査の申し出があります。お諮りします。議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査をすることに、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議会運営委員長の申し出のとおり、閉会中に継続調査をすることに決定しました。

議長 お諮りいたします。「設楽ダム対策特別委員会の閉会中の継続調査について」を日程に追加し、直ちに議題としたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。「設楽ダム対策特別委員会の閉会中の継続調査について」を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

〔「設楽ダム対策特別委員会の継続調査の申出書」配布〕

議長 日程第 20「設楽ダム対策特別委員会の閉会中の継続調査について」を、議題とします。設楽ダム対策特別委員長より、設楽町議会規則第 75 条の規定によりお手元に配りました申出書のとおり、閉会中に継続調査の申し出があります。お諮りします。設楽ダム対策特別委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査をすることに、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。設楽ダム対策特別委員長の申し出のとおり、閉会中に継続調査をすることに決定しました。

議長 追加日程表と委員名簿は後ほど配付します。

議長 本日の日程は、すべて終了しました。 以上を持ちまして閉会とします。
閉会 午後1時25分